

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2）4（略） （削る。） （輸入の制限） 第六条（略） 一（略） 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの 2）6（略） （輸入植物等の検査） 第八条（略）	（定義） 第二条（略） 2）4（略） 5 この法律で「電子情報処理組織」とは、植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第八条第一項の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 （輸入の制限） 第六条（略） 一（略） 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第五項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの 2）6（略） （輸入植物等の検査） 第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防

2
7 (略)

(廃棄、消毒等の処分)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(削る。)

2
7 (略)

(廃棄、消毒等の処分)

第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2・3 (略)

4 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これに検疫有害動植物がないと認めたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

(電子情報処理組織による届出又は命令の通知等)

第九条の二 植物防疫所長は、第八条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

	2 植物防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る植物又は輸入禁止品及び容器包装につき植物防疫官の検査を受けた者に対する前条第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査に合格した旨の証明の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 3 前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第五項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に植物防疫所に到達し、又は植物防疫官から発せられたものとみなし、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。 4 農林水産大臣は、第二条第五項の電子計算機を使用する植物防疫所を告示するものとする。
--	---

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第四章 輸出入検疫（第三十六条―第四十六条） 第五章（略） 第六章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2（略） （削る。） （注射、薬浴又は投薬） 第六条（略）	目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第四章 輸出入検疫（第三十六条―第四十六条の二） 第五章（略） 第六章（略） 附則 （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この法律において「電子情報処理組織」とは、動物検疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第四十条第一項の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 （注射、薬浴又は投薬） 第六条 都道府県知事は、特定疾病（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたものをいう。以下同じ。）又は監視伝染病の発生を

2 (略)	予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。
(隔離の義務) 第十四条 (略)	(隔離の義務) 第十四条 (略)
2 (略)	2 家畜防疫員は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としないと認めるときは、その者に対し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度において、けい留、一定の範囲をこえる移動の制限その他の措置をとるべき旨を指示しなければならない。
3 (略)	3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、患畜若しくは疑似患畜と同居していたため、又はその他の理由により患畜となるおそれがある家畜（疑似患畜を除く。）の所有者に対し、二十一日を超えない範囲内において期間を限り、当該家畜を一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示することができる。
(と殺の義務) 第十六条 (略)	(と殺の義務) 第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。
一・二 (略)	一・二 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(殺処分)

第十七条 (略)

一・二 (略)

2 (略)

(と殺に関する指示)

第十九条 (略)

(病性鑑定のための処分)

第二十条 (略)

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 (略)

(殺処分)

第十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。

一・二 (略)

2 (略)

(と殺に関する指示)

第十九条 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第十七条の命令又は前条の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

(病性鑑定のための処分)

第二十条 (略)

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患畜の所有者に対し、七日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜を殺してはならない旨を指示することができる。

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)	
2 (略)	
3 (略)	
4・5 (略)	
(汚染物品の焼却等の義務)	
第二十三条 (略)	
一・二 (略)	
2 (略)	
3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。	
4・5 (略)	
(汚染物品の焼却等の義務)	
第二十三条 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者(当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。以下この条において同じ。)は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ感染症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他農林水産省令で定める物品は、指示を待たないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。	
2 前項の物品(同項ただし書の物品を除く。)の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗じようしてはならない。	
3・4 (略)	
(発掘の禁止)	

第二十四条 (略)

(畜舎等の消毒の義務)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 (略)

(倉庫等の消毒)

第二十六条 (略)

第二十四条 第二十一条第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、農林水産省令で定める期間内は、掘つてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(畜舎等の消毒の義務)

第二十五条 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ感染症の患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した施設その他農林水産省令で定める施設は、指示を待たないで、消毒することを妨げない。

2 前項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設の所有者は、同項ただし書の場合を除き、家畜防疫員の指示があるまでは、当該施設を消毒してはならない。

3 (略)

(倉庫等の消毒)

第二十六条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設（前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。）の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

2 (略)	2 (略)
3 (略)	2 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、前項の命令に係る施設につき、消毒方法を指示することができる。
(輸入のための検査証明書の添付)	3 (略)
第三十七条 (略)	(輸入のための検査証明書の添付)
2 (略)	第三十七条 (略)
一 (略)	2 (略)
二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合	一 (略)
(輸入検査)	二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第一条第三項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合
第四十条 (略)	(輸入検査)
2・3 (略)	第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。
4 (略)	2・3 (略)
	4 家畜防疫官は、監視伝染病の病原体のひろがるのを防止するため必要

(検査に基づく処置)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検疫物を前項の場所に送致するための順路その他の方法を指示することができる。

(検査に基づく処置)

第四十六条 第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条第二項若しくは第五項又は前条第一項若しくは第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認められた場合における第六条第一項、第七条、第八条、第十四条から第二十一条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十九条及び第三十一条第一項並びに同条第二項において準用する第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」(第十五条の場合にあつては「都道府県知事又は市町村長」)とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の検査において、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命

(削る。)

じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないと認められる場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による届出又は指示の通知等)

第四十六条の二 動物検疫所長は、第四十条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 農林水産大臣、動物検疫所長又は家畜防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受ける者に対する第四十条第四項の規定による指示の通知又は当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第二項若しくは第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条第二項の規定による指示の通知、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条第一項ただし書若しくは第三項、第二十三条第二項若しくは第二十四条ただし書の規定による許可の通知若しくは前条第一項の規定により読み替えて適用する第六条第一項、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による命令の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家

畜防疫官の検査を受けた者に対する第四十四条の規定による輸入検査証明書の交付又は当該届出に係る動物の所有者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による証明書の交付については、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して証明の通知を行うことができる。

4 前三項の規定により行われた届出又は指示の通知、許可の通知、命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に動物検疫所に到達し、又は農林水産大臣、動物検疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたものとみなし、指示の通知、許可の通知、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

5 農林水産大臣は、第二条第三項の電子計算機を使用する動物検疫所を告示するものとする。

改正案	現行
（品種登録簿への登録等） 第四十五条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。 - 一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分の制限 - 二 専利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限 - 三 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限 （削る。） 2 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。 （証明等の請求） 第四十六条 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。 - 一 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求 - 二 品種登録簿の謄本又は抄本の交付の請求	（品種登録簿への登録等） 第四十五条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。 - 一 育成者権の設定、移転、消滅又は処分の制限 - 二 専利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限 - 三 育成者権、専利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限 2 品種登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。 3 この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。 （証明等の請求） 第四十六条 何人も、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。 - 一 品種登録出願及び登録品種に関する証明の請求 - 二 品種登録簿の謄本若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の

三 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料（農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧又は謄写の請求 2 (略)	請求 三 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料（農林水産大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。）の閲覧又は謄写の請求 2 (略)
--	--